

＊北海道公報		発行 北 海 道 (総務部法制文書課) 電話 011 - 231 - 4111 (内線 22-264) FAX 011 - 232 - 1385 印刷 富士プリント(株)
目 次		ページ
訓 令		
○北海道職員被服貸付規程の一部を改正する訓令..... (人事課)		1
○改良普及員資格試験委員会規程を廃止する訓令..... (技術普及課)		1
○林業改良指導員資格試験委員会規程を廃止する訓令..... (森林活用課)		1
告 示		
○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例附則第2項の規定による離島その他医学研究調査に不便な地に所在する部局及び医学研究調査手当の額の一部改正..... (人事課)		2
○全国自治宝くじ事務協議会規約の一部改正..... (財政課)		2
○関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部改正..... (財政課)		2
○北海道病院事業会計に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の名称及び位置並びにこれらの店舗において取り扱わせる事務の範囲の一部改正... (道立病院管理室)		2
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課)		2
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業支援課)		2
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可..... (農業支援課)		2
○土地改良区の解散による清算人の就任の届出..... (農業支援課)		3
○水産物の包装の量目及び荷造標準及び北海道水産物検査規格の廃止... (水産経営課)		3
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)		3
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)		3
○道路の供用の開始..... (道路整備課)		4
○開発登録簿閲覧所及び閲覧規則の決定の一部改正..... (都市環境課)		4
○平成17年度及び平成18年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正..... (出納局総務課)		4
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (物品管理課)		4
道企業管理規程		
○北海道企業局財務規程の一部を改正する規程.....		5
道警察本部告示		
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正.....		5
○特定調達契約に係る入札の公告.....		8

訓 令	
北海道訓令第8号	
北海道職員被服貸付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成17年4月1日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道職員被服貸付規程の一部を改正する訓令 北海道職員被服貸付規程（昭和41年北海道訓令第11号）の一部を次のように改正する。 第1条中「の規定により採用された」を「に規定する短時間勤務の職を占める」に改める。 別表中「電子印刷科」の次に「印刷デザイン科」を加え、「及び医学写真撮影業務」を「並びに医学写真撮影業務及び院内感染対策業務」に改め、同表備考中「の規定により採用された」を「に規定する短時間勤務の職を占める」に改める。	
附 則 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。	
北海道訓令第9号	
改良普及員資格試験委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。 平成17年4月1日 北海道知事 高 橋 はるみ	
改良普及員資格試験委員会規程を廃止する訓令 改良普及員資格試験委員会規程（平成10年北海道訓令第16号）は、廃止する。	
附 則 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。	
北海道訓令第10号	
林業改良指導員資格試験委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。 平成17年4月1日 北海道知事 高 橋 はるみ	
林業改良指導員資格試験委員会規程を廃止する訓令	

林業改良指導員資格試験委員会規程（平成10年北海道訓令第17号）は、廃止する。 附 則 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。	平成17年4月1日 北海道知事 高 橋 はるみ 第3条第2号中「横浜市」の次に「、静岡市」を加える。
告 示	附 則 この規約は、平成17年4月1日から施行する。
北海道告示第245号 昭和53年北海道告示第938号（北海道職員の特殊勤務手当に関する条例附則第2項の規定による離島その他医学研究調査に不便な地に所在する部局及び医学研究調査手当の額）の一部を次のように改正する。 平成17年4月1日 北海道知事 高 橋 はるみ 表中 「北海道立江差病院 北海道立寿都病院」を「北海道立江差病院」に、「北海道立北見病院 北海道立釧路病院」を「北海道立北見病院」に、「北海道立余別診療所 北海道立生花診療所」を「北海道立余別診療所」に改める。	北海道告示第248号 昭和62年北海道告示第1446号（北海道病院事業会計に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の名称及び位置並びにこれらの店舗において取り扱わせる事務の範囲）の一部を次のように改正することとし、平成17年4月1日から施行する。 平成17年4月1日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 出納取扱金融機関の表株式会社北洋銀行の項中 「釧路中央支店 収納及び道立釧路病院の支払」及び出納取扱金融機関の表株式会社北海道銀行の項中 「寿 都 支 店 収納及び道立寿都病院の支払」並びに2 収納取扱金融機関の表中 「古平信用金庫」の項を削る。
北海道告示第246号 昭和30年北海道告示第622号（全国自治宝くじ事務協議会規約）の一部を次のように改正する。 平成17年4月1日 北海道知事 高 橋 はるみ 第3条第2号中「さいたま市」の次に「、静岡市」を加える。 附 則 この規約は、平成17年4月1日から施行する。	北海道告示第249号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成17年3月23日、羽幌土地改良区の定款の変更を認可した。 平成17年4月1日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道告示第247号 昭和47年北海道告示第1201号（関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約）の一部を次のように改正する。	北海道告示第250号 道営土地改良（清里地区畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕（暗きょ、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成17年4月4日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成17年4月1日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道告示第251号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、初山別土地改良区が管理する六線沢ため池に係る管理規程の変更を認可した。

平成17年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可した管理規程の概要

六線沢ため池の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第252号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人森町土地改良区から、次のとおり清算人の就任の届出があった。

平成17年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

就任年月日	氏名	住所
平成17. 3. 18	氣田 洋	茅部郡森町字常盤町158番地33
同	三十尾 喜作	同 字姫川64番地
同	松浦 喜治	同 字姫川53番地
同	竹浪 英一	同 字常盤町159番地

北海道告示第253号

昭和44年北海道告示第1197号（水産物の包装の量目及び荷造標準）及び昭和46年北海道告示第2215号（北海道水産物検査規格）は、廃止する。

平成17年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第254号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成17年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 厚岸郡厚岸町大字太田村字片無去258・275（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第255号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成17年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所

石狩市新港中央1丁目191の1、191の3、191の4、191の6から191の8まで、297の1、297の3、297の5から297の7まで、312の1、312の3、312の4、314の1から314の4まで、343の2、343の5、343の6、348の2、348の3、348の5、348の7、348の9から348の12まで、370の1から370の3まで、482の2から482の4まで、498の1から498の3まで、512、新港西1丁目100の5、150の1から150の4まで、209の1、209の2、210の4、228の8、272の1から272の3まで、275、290の5、502、503、504の2、505の2、506の3、515から517まで

(2) 指定の目的 風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 石狩市新港中央1丁目370の3、498の1、498の2

(2) 指定の目的 公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道石狩支庁経済部林務課及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 稚内猿払線	稚内市大字宗谷村字東浦国有林宗谷森林管理署1003林班へ小班地先から 稚内市大字宗谷村字東浦国有林宗谷森林管理署1003林班ら小班地先まで	平成17. 4. 1

北海道告示第257号

昭和50年北海道告示第1935号（開発登録簿閲覧所の設置及び閲覧規則の決定）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行する。

平成17年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 閲覧所の場所の事項中	「小樽市開発登録簿閲覧所」	小樽市花園2丁目12番1号	小樽市建築都市部都市環境デザイン課内」を
	「小樽市開発登録簿閲覧所」	小樽市花園2丁目12番1号	小樽市建設部宅地課内に、
	「北見市開発登録簿閲覧所」	北見市北5条東2丁目1番地	北見市都市建設部建築指導課内に、
	「北見市開発登録簿閲覧所」	北見市北5条東2丁目1番地	北見市都市建設部建築指導課内に、
	網走市開発登録簿閲覧所	網走市南6条東4丁目	網走市建設部都市開発課内に、
	「北広島市開発登録簿閲覧所」	北広島市中央4丁目2番地1	北広島市企画部都市計画課内に、
	「北広島市開発登録簿閲覧所」	北広島市中央4丁目2番地1	北広島市企画財政部都市計画課内に、
	石狩市開発登録簿閲覧所	石狩市花川北6条1丁目30番地2	石狩市建設部参事に改め（区画整理担当）」

る。

北海道告示第258号

平成17年北海道告示第9号（平成17年度及び平成18年度において競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。

平成17年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

第1の1の表の契約の種類欄中「電子計算機又は自動車の賃貸借契約」を「複写機、電子計算機又は自動車の賃貸借契約」に改め、同表の調達をする物品等又は特定役務の種類欄中「電子計算機、自動車」を「複写機、電子計算機、自動車」に改める。

第3の2の表の情報システムの開発の項中「総合企画部IT推進室情報基盤課」を「企画振興部IT推進室情報政策課」に改める。

第6の次に次の事項を加える。

第7 物品の購入に係る資格の特例

物品の購入（複写サービスに係るものに限る。）の資格を有するとした者は、物品の賃貸借（複写機に係るものに限る。）の資格を有する者とみなす。

北海道告示第259号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 落札に係る物品等の名称及び数量
(1) PPC用紙A4再生上質紙1冊当たり単価 140,000冊
(2) PPC用紙A3再生上質紙1冊当たり単価 5,400冊
- 落札を決定した日
平成17年3月17日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 大丸藤井株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- 落札金額
(1) PPC用紙A4再生上質紙1冊当たり単価 226円
(2) PPC用紙A3再生上質紙1冊当たり単価 452円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告

平成17年 1 月28日付け北海道告示第69号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道出納局物品管理課 (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	別表第 2 工業用水道事業会計勘定科目表固定資産の表中 「 苦小牧東部地区 第一配水管移設 建設仮勘定 」を、 「 苦小牧東部地区 第一配水管移設 建設仮勘定 苦小牧地区工業 用水道改修建設 仮勘定 」に改める。 附 則 この規程は、平成17年 4 月 1 日から施行する。					
道 企 業 管 理 規 程						
北海道企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成17年 4 月 1 日 北海道公営企業管理者 梶 本 孝 博 北海道企業管理規程第 5 号 北海道企業局財務規程の一部を改正する規程 北海道企業局財務規程（昭和52年北海道企業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。 第39条第 1 項中「普通預金」を「普通預金（預金保険法（昭和46年法律第34号）第51条の 2 第 1 項に規定する決済用預金であるものに限る。以下同じ。））」に、「通知預金又は定期預金」を「その他の預金」に改める。 第112条及び第114条の11を削る。 別表第 1 電気事業会計勘定科目表固定資産の表中 「 スーパー発電 所建設工事口 朝日発電所建設 準備口 風力発電所建設 準備口 鷹泊ダム改修工 事口 ポンテシオ配電 線移設工事口 送電線移設工事 口 」を、 「 スーパー発電 所建設工事口 鷹泊ダム改修工 事口 」に改める。						
道 警 察 本 部 告 示						
北海道警察本部告示第46号 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第 23号）の一部を次のように改正し、平成17年 4 月 1 日から施行する。 平成17年 4 月 1 日 北海道警察本部長 芦 刈 勝 治 別表札幌方面芦別警察署の項中 <table><tr><td>駅 前</td><td></td><td></td><td>芦 別 市 本 町 1065番地</td><td>芦別市本町の一部、南 1 条西 1 丁目、南 1 条の東 1 丁目及び東 2 丁目、南 2 条及び南 3 条の東 1 丁目から東 3 丁目まで、北 1 条及び北 2 条の西 1 丁目及び西 2 丁目、北 1 条及び北 2 条の東 1 丁目及び東 2 丁目、北 3 条の西 1 丁目から西 3 丁目まで、北 3 条の東 1 丁目及び東 2 丁目、北 4 条の西 1 丁目から西 4 丁目まで、北 4 条東 1 丁目、北 5 条の西 1 丁目から西 4 丁目まで、北 5 条の東 1 丁目及び東 2 丁目、北 6 条の西 1 丁目及び西 2 丁目、北 6 条東 1 丁目、北 7 条西 2 丁目、旭町油谷及び旭町</td></tr></table>		駅 前			芦 別 市 本 町 1065番地	芦別市本町の一部、南 1 条西 1 丁目、南 1 条の東 1 丁目及び東 2 丁目、南 2 条及び南 3 条の東 1 丁目から東 3 丁目まで、北 1 条及び北 2 条の西 1 丁目及び西 2 丁目、北 1 条及び北 2 条の東 1 丁目及び東 2 丁目、北 3 条の西 1 丁目から西 3 丁目まで、北 3 条の東 1 丁目及び東 2 丁目、北 4 条の西 1 丁目から西 4 丁目まで、北 4 条東 1 丁目、北 5 条の西 1 丁目から西 4 丁目まで、北 5 条の東 1 丁目及び東 2 丁目、北 6 条の西 1 丁目及び西 2 丁目、北 6 条東 1 丁目、北 7 条西 2 丁目、旭町油谷及び旭町
駅 前			芦 別 市 本 町 1065番地	芦別市本町の一部、南 1 条西 1 丁目、南 1 条の東 1 丁目及び東 2 丁目、南 2 条及び南 3 条の東 1 丁目から東 3 丁目まで、北 1 条及び北 2 条の西 1 丁目及び西 2 丁目、北 1 条及び北 2 条の東 1 丁目及び東 2 丁目、北 3 条の西 1 丁目から西 3 丁目まで、北 3 条の東 1 丁目及び東 2 丁目、北 4 条の西 1 丁目から西 4 丁目まで、北 4 条東 1 丁目、北 5 条の西 1 丁目から西 4 丁目まで、北 5 条の東 1 丁目及び東 2 丁目、北 6 条の西 1 丁目及び西 2 丁目、北 6 条東 1 丁目、北 7 条西 2 丁目、旭町油谷及び旭町		

		溪 水	同 北7条西3丁目	同 本町の一部及び高根町、北5条西5丁目、北6条の西3丁目から西5丁目まで、北7条の西3丁目から西6丁目まで
		新 城	同 新城町225番地14	同 新城町、豊岡町及び黄金町
		常 盤	同 常盤町406番地13	同 常盤町及び福住町
		西芦別	同 西芦別町	同 西芦別町、中の丘町、東頼城町および緑泉町の一部（通称幸町および緑町）
		頼 城	同 頼城町	同 頼城町、川岸および緑泉町の一部（通称幸町および緑町を除く。）
		上芦別	同 上芦別	同 上芦別町および野花南町の一部
		野花南	同 野花南町982番1	同 野花南町の一部、滝里町および泉町

を「

駅 前			芦 別 市 本 町 1018番地の2	芦別市南1条西1丁目、南1条の東1丁目及び東2丁目、南2条及び南3条の東1丁目から東3丁目まで、北1条の西1丁目及び西2丁目、北1条及び北2条の東1丁目及び東2丁目、北2条及び北3条の西1丁目から西3丁目まで、北3条及び北5条の東1丁目及び東2丁目、北4条及び北5条の西1丁目から西4丁目まで、北4条及び北6条の東1丁目、北6条の西1丁目及び西2丁目、北7条西2丁目、本町、旭町油谷、旭町及び幌内
		溪 水	同 北7条西3丁目2番地の3	同 北5条西5丁目、北6条の西3丁目から西5丁目まで、北7条の西3丁目から西6丁目まで、高根町、常磐町、常磐及び福住町

を「

		新 城	同 新城町225番地の2	同 新城町、豊岡町、豊岡及び黄金町
		西芦別	同 西芦別町51番地の1	同 西芦別町、中の丘町、東頼城町及び緑泉町の一部（通称幸町及び緑町）
		頼 城	同 頼城町4番地の36	同 頼城町、芦別、川岸及び緑泉町の一部（通称幸町及び緑町を除く。）
		上芦別	同 上芦別町157番地の79	同 上芦別町
		野花南	同 野花南町982番地の4	同 野花南町、滝里町及び泉

」

に改め、同表函館方面函館中央警察署の項中

「

中 の 橋			同 中島町7番1号	同 中島町及び千代台町
本 町			同 本町7番20号	同 本町、五稜郭町、梁川町及び時任町

」

を「

本 町			同 本町7番20号	同 本町、五稜郭町、梁川町、時任町、中島町及び千代台町
-----	--	--	-----------	-----------------------------

」

に改め、同表函館方面森警察署の項中

「

砂原東	同 砂原町字四軒町35番地の11	同 砂原町字紋兵工砂原の一部（通称役場通線以东）、字彦濶、字四軒町、字ニツ山、字会所町、字沼尻、字相泊、字砂原原野線、字八島渡、字砂崎、字砂原及び字砂原原野
砂原中央	同 字紋兵工砂原	同 字度杭崎、字長瀬崎、字紋兵工砂原の一部（通称役場通線以西）、字押出、字小石崎、字掛濶度杭

を

	176番地の6	崎及び字場中			
「	砂原	同 森町字砂原2丁目176番地の6	同 森町字砂原西1丁目から西5丁目まで、字砂原1丁目から6丁目まで、字砂原東1丁目から5丁目まで、字砂原原野線及び字砂原原野	に改め、同表釧路方	」
面帯広警察署の項中					
「	東八条		同 東8条南6丁目1番地	同 東2条以東札内川までの南7丁目以北帯広川まで及び東4条本通以東札内川までの帯広川以北十勝川まで	」
	東四条		同 東4条南9丁目	同 東2条以東札内川までの南7丁目から南11丁目まで及び東4条以東札内川までの南12丁目以南北海道旅客鉄道株式会社根室本線まで	」
を					
「	東四条		同 東4条南9丁目	同 東2条及び東3条の南11丁目以北帯広川まで、東4条から東15条までの北海道旅客鉄道株式会社根室本線以北	」
に改め、同表北見方面美幌警察署の項中					
「	署所在地		網走郡美幌町字大通南1丁目	網走郡美幌町字大通南、字大通北、字東1条南から字東3条南まで、字東1条北から字東3条北まで、字西1条南、字西1条北、字西2条南及び字西2条北の1丁目から4丁目まで、字東4条南2丁目から4丁目まで、字美瑛並びに字元町の一部（通称元町南）	」
			同 美幌町	同 字新町1丁目から3丁目まで、字栄町1丁目から4丁目まで、字仲町、字三橋町、字東町及び字青葉の1丁目及び2丁目、字青山北、字青	」
仲町			字仲町2丁目38番地	山南、字三橋南、字三橋、字鳥里、字瑞治、字美禽、字豊岡、字高野、字稲美（基線道路以東を除く。）並びに字元町の一部（通称元町北）	」
		上美幌	同 美幌町字美富	同 字美富、字野崎、字豊幌、字登栄、字昭野、字美和及び字栄森	」
		福住	同 字福住	同 字福住、豊富、古梅、都橋、駒生、田中、日並、報徳および稲美の基線道路以東	」
を					
「	仲町		網走郡美幌町字仲町2丁目38番地の1	網走郡美幌町字大通北、字鳥里、字西1条北、字西2条北、字栄町及び字東1条北から字東3条北までの1丁目から4丁目まで、字大通南、字西1条南、字西2条南及び字東1条南から字東3条南までの1丁目から5丁目まで、字東4条南2丁目から5丁目まで、字青葉1丁目及び2丁目、字新町1丁目から3丁目まで、字仲町1丁目及び2丁目、字東町1丁目及び2丁目、字日の出1丁目及び2丁目、字三橋町1丁目及び2丁目、字青山北、字青山南、字高野、字豊岡、字鳥里、字美里、字瑞治、字三橋、字三橋南、字美禽、字美芳、字元町並びに字稲美の一部（基線道路以東を除く。）	」
		上美幌	同 字美富416番地の11	同 字美富、字野崎、字豊幌、字登栄、字昭野、字美和、字栄森及び字上町	」
		福住	同 字福住380番地の2	同 字福住、字豊富、字古梅、字都橋、字駒生、字田中、字日並、字報徳及び字稲美の一部（基線道路以東）	」

に改め、同表北見方面紋別警察署の項中

署所在地			紋別市南が丘町1丁目	紋別市南が丘町1丁目から8丁目まで、新港町1丁目及び2丁目、元紋別、藻別、上藻別、鴻之舞並びに上鴻之舞
中 央			同 幸町5丁目	同 弁天町及び北浜町の1丁目から3丁目まで、大山町1丁目から4丁目まで、緑町、潮見町及び真砂町の1丁目から5丁目まで、港町、本町及び幸町の1丁目から8丁目まで、落石町及び花園町の1丁目から8丁目まで並びに新生

を

中 央			紋別市幸町5丁目1番	紋別市新港町1丁目から4丁目まで、弁天町及び北浜町の1丁目から3丁目まで、大山町1丁目から4丁目まで、緑町、潮見町及び真砂町の1丁目から5丁目まで、港町、南が丘町、花園町、本町及び幸町の1丁目から8丁目まで、落石町1丁目から7丁目まで、新生、元紋別、藻別、上藻別、鴻之舞、上鴻之舞、海洋公園、鴻之舞旭町、鴻之舞泉町、鴻之舞喜楽町、鴻之舞金竜町、鴻之舞栄町、鴻之舞末広町、鴻之舞住吉町並びに鴻之舞元町
-----	--	--	------------	---

に、

小 向	同 字小向	紋別市字小向、八十士、弘道、沼の上及び志文	を
渚 滑	同 渚滑町104番地	同 渚滑町1丁目から9丁目まで、渚滑町元新、渚滑町川向、渚滑町元西及び渚滑町字津々	

小 向	同 小向193番地	紋別市小向、八十士、弘道、沼の上及び志文	に改める。
渚 滑	同 渚滑町4丁目104番地	同 渚滑町1丁目から9丁目まで、渚滑町元新1丁目から5丁目まで、渚滑町元新、渚滑町川向、渚滑町元西及び渚滑町字津々	

北海道警察本部告示第47号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成17年4月1日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 交通パトカー（レーダー車） 10台
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納 入 期 日 平成17年8月31日
 - (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成17年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申 請 の 時 期 平成17年4月1日から5月6日まで（土曜日及び日曜日を除く。）
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部 1 階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北 2
条西 7 丁目 北海道警察本部総務部会計課)

(2) 入 札 日 時 平成17年 5 月13日 午前11時 (送付による場合は、必着)

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の 1 の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部総務部会計課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の 2 の(2)の A 及び 3 の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次
による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

10 Summary

A . The nature and quantity of products to be procured :

Traffic Patrol Car (A car equipped with a speed reder): 10

B . Bid tendering time and date : 11 : 00 A. M., May 13, 2005

C . For further information please contact : Finance Division, General Affairs Department,
Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo,
Hokkaido, 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2236

